

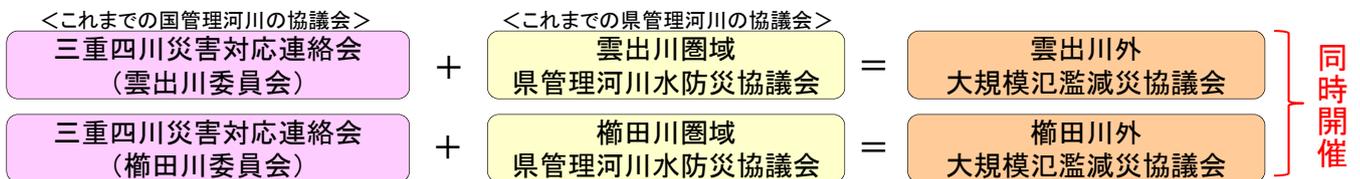
平成30年6月15日

**国・県の協議会を統合し、新たに大規模氾濫減災協議会を開催
～ 流域全体で、減災に係る取組を推進するため、関係機関の連携強化 ～**

1. 概要：

本協議会は「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、国と県管理河川各々で開催していた協議会を、流域全体として取組を促進するため、下図のとおり国・県の協議会を統合し、新たな協議会を開催します。

雲出川及び榎田川の流域の各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等を共有し、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等による浸水被害軽減を実現するため、国・県の各協議会の取組方針をフォローアップするとともに、関係機関が連携し、重点的に取組むべき項目について協議・共有するものです。



2. 開催日時

平成30年6月21日(木) 10:00～11:30(予定)

※ 大規模氾濫減災協議会については「別紙-3」参照

3. 開催場所

三重県勤労者福祉会館(5階 第2教室)
三重県津市栄町1丁目891番地【別紙-1 参照】

4. 出席予定者

- ・ 雲出川外大規模氾濫減災協議会 構成員
- ・ 榎田川外大規模氾濫減災協議会 構成員 【別紙-2 参照】

5. 議題(予定)

- ・ 減災に係る取組方針の取組状況・取組予定、各機関の取組事例
- ・ 意見交換

6. 配布先

三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ、津市政記者クラブ、松阪記者クラブ

※ 当日、取材を希望される報道機関におかれましては、6月19日(火) 17時までに別紙-4「取材登録書」をFAXにて提出をお願いします。

7. 解禁： 指定なし

8. その他

- ・ 会議は原則公開で行いますが、カメラ等の撮影は冒頭の「挨拶」までとさせていただきます。
- ・ 一般の方は会場等の都合により、傍聴出来ませんのでご了承願います。

9. 問合せ先

<本協議会及びこれまでの国の取組に関すること>

国土交通省 三重河川国道事務所
総括地域防災調整官 早田 勉 (はやた つとむ)
調査課長 赤畠 義徳 (あかはた よしのり)
TEL: 059-229-2211
FAX: 059-229-2257

<これまでの県の取組に関すること>

三重県 河川課
課長補佐 角田 保 (かくた たもつ)

TEL: 059-224-2682
FAX: 059-224-2684

<開催場所>

三重県勤労者福祉会館 （5階 第2教室）

[三重県津市栄町1丁目891番地]



雲出川外大規模氾濫減災協議会 櫛田川外大規模氾濫減災協議会

＜構成メンバー＞

所 属	役職名	関連協議会
津 市	市長	(雲出川外)
松 阪 市	市長	(雲出川外・櫛田川外)
多 気 町	町長	(櫛田川外)
明 和 町	町長	(櫛田川外)
三 重 県 津建設事務所	所長	(雲出川外)
三 重 県 松阪建設事務所	所長	(雲出川外・櫛田川外)
三 重 県 津地域防災総合事務所	所長	(雲出川外)
三 重 県 松阪地域防災総合事務所	所長	(雲出川外・櫛田川外)
三 重 県 県土整備部 施設災害対策課	課長	(雲出川外・櫛田川外)
三 重 県 県土整備部 河川課	課長	(雲出川外・櫛田川外)
気 象 庁 津地方气象台	台長	(雲出川外・櫛田川外)
国土交通省 蓮ダム管理所	所長	(櫛田川外)
国土交通省 三重河川国道事務所	所長	(雲出川外・櫛田川外)

※協議会当日、都合により代理出席の場合もあります。

大規模氾濫減災協議会の対象河川、設置単位、対象外力

背景

- ・大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じたH27関東・東北豪雨では、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要といった課題が明らかに
- ・このような課題に対応するためには、地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が、あらかじめ密接な連携体制を構築しておくことが必要

多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため「大規模氾濫減災協議会」制度を創設

対象河川

- 大規模氾濫減災協議会は、洪水予報河川又は水位周知河川を対象に組織。
- 国管理河川は大規模氾濫減災協議会の組織を義務づけ。（水防法第15条の9第1項）
- 都道府県管理河川は都道府県の体制など地域の実情も踏まえ組織することができる。（水防法第15条の10第1項）
- ・ ただし、都道府県大規模氾濫減災協議会についても、協議会の趣旨を踏まえ、全ての対象河川において協議会を組織すべく努めるようお願いする。
- ・ また、協議会の対象河川以外の河川についても同様の取組を推進することは有効なので、協議会の取組に含めることが望ましい。

設置単位等

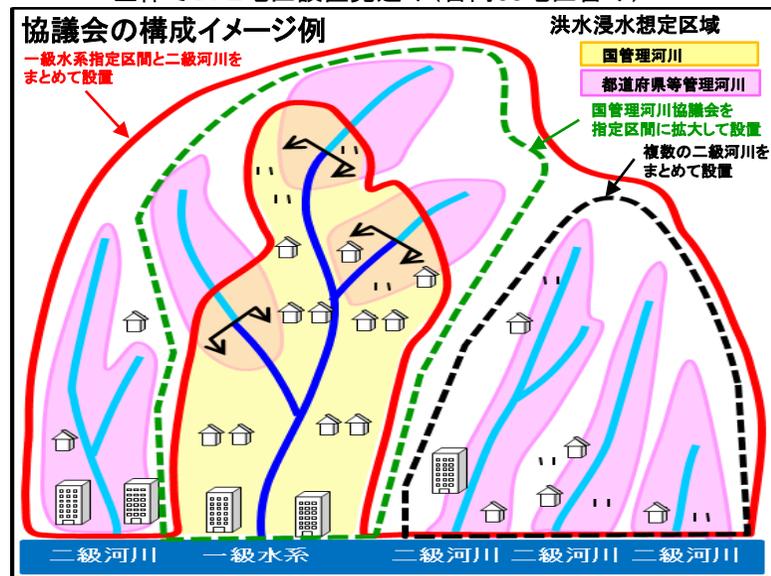
- 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組として既に組織又は組織を進めている協議会を法律上の「大規模氾濫減災協議会」へ改組。
- 設置単位は、これまでの協議会と同様に、協議会の構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、圏域や行政界などを考慮して複数河川をまとめて組織することも可能。
- 水防法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約に水防法に基づく協議会であることその他、対象河川、構成員等を記載。
- 協議会の名称は「大規模氾濫減災協議会」以外の名称や、既存の協議会の名称を使用することが可能。

対象外力

- 被害軽減に資する取組の対象とする外力は、現況施設能力を超える洪水から想定最大規模の降雨による洪水までの氾濫が発生し得る多様な洪水を対象。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会の設置状況

- ・国管理河川：全129地区で設置済み（H29.4末時点）
- ・都道府県管理河川：70地区で設置済み（合同10地区含み）
- 全体で372地区設置見込み（合同63地区含み）



※法律で規定されていない事項については技術的助言である。

第1回 雲出川外大規模氾濫減災協議会
第1回 櫛田川外大規模氾濫減災協議会
取材登録書

標記の取材をご希望される報道機関におかれましては、事前にご登録をお願い致します。

FAX 送信期限：6月19日(火) 17時00分 まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者等

(1) ご氏名 _____

(2) 連絡先 TEL _____

(3) 取材人数 _____ 人

4. 送信先 (FAX) 059 - 229 - 2257

5. 問い合わせ先

国土交通省 三重河川国道事務所

総括地域防災調整官 早田 勉 (はやた つとむ)

調査課長 赤畠 義徳 (あかはた よしのり)

TEL : 059-229-2211